

令和6年度 ぎふの木で家づくり支援事業

ぎふの木をつかった 住宅の新築・改修に助成します

岐阜県の木をつかった家で
心も体も健康に暮らしてみませんか♪

【募集棟数】
県内新築タイプ
300棟
県外新築タイプ
60棟
県内改修タイプ
30棟

脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金との併用が可能です！
金利を引き下げられる「フラット35地域連携型」が利用できます！

写真提供：笠原木材(株)

※申請棟数が募集棟数に達していない場合でも、予算の上限に達し次第、申請受付を終了する場合があります。

豊かな森林を未来に引き継ぐために

岐阜県の木をつかって、岐阜県の森林を守り育てる

岐阜県は県土の約8割を森林が占める、日本有数の森林県です。

先人達が植えて育ててきたスギやヒノキは、木材として利用できる時期を迎えています。こうした木材を活用して、また植えて育てることは、土砂災害の防止や、水資源の保全など、私たちの安全・安心な暮らしの確保につながります。また、木をふんだんに使った空間には免疫力向上やリラックス効果など、様々な作用があることが明らかになってきています。

助成額

新築 1棟あたり

15万円～最大 32万円

改修 1棟あたり

4万円～最大 16万円

お問合せ先

岐阜県 林政部 県産材流通課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁

詳しくは岐阜県のホームページでお知らせしています。

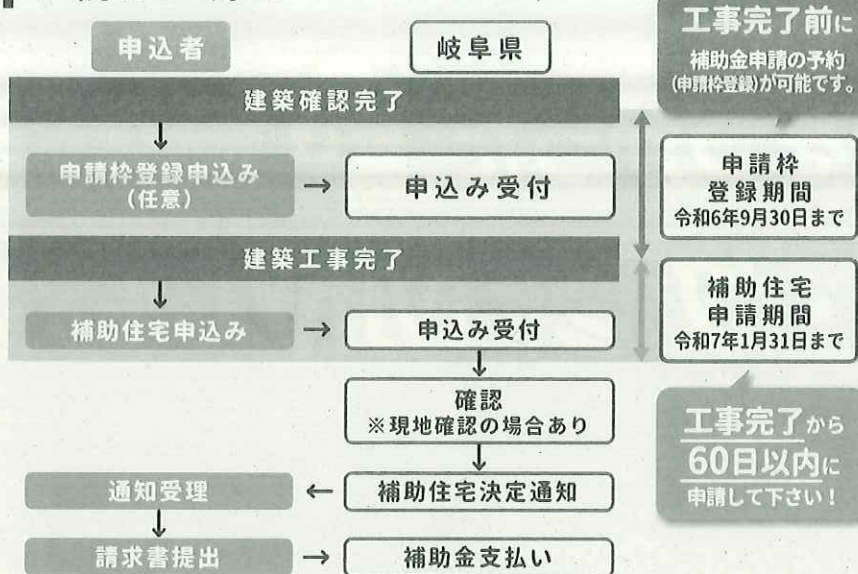
TEL:058-272-8487 FAX:058-278-2705

ぎふの木で家づくり

検索



手続きの流れ



募集棟数、申込み時期、応募状況、必要書類等、詳しくは県のホームページで
お知らせしています。
募集方法は先着順とし、募集棟数に達した場合、受付を終了します。

安心してつかえる 岐阜県産の木材

「ぎふ証明材」とは？



岐阜県内で合法的に
伐採された木材です。

「ぎふ性能表示材」とは？

JAS規格に準じて県が定めた含水率、強度など
の測定・表示基準をクリアした品質・性能が
確かな「ぎふ証明材」です。

「JAS製品」とは？

日本農林規格（JAS規格）により定められた厳
しい基準に適合しており、寸法や材質、強度な
どの品質・性能が保証されています。
この事業の対象となる製品の条件などはホーム
ページをご確認いただくか、お問い合わせせ
ください。

助成内容一覧

区分	建築場所	1棟あたりの助成額	申請要件	申請先
県内新築タイプ	岐阜県内	① 構造材と内装材の県産材使用量に応じて、aとbの合計額を助成 a 構造材：「木材使用要件Ⅰ※¹」の使用量（㎡）×2万円／㎡ b 内装材：「木材使用要件Ⅱ※²」の使用量（㎡）×2千円／㎡ ……………上限30万円（下限15万円） ② ①に加え、内装材に「木材使用要件Ⅰ※¹」を使用した場合、cの額を加算 c 内装材：「木材使用要件Ⅰ※¹」の使用量（㎡）×400円／㎡ ……………上限2万円	・「木材使用要件Ⅰ※¹」を構造材に 80%以上使用する住宅であること ・「ぎふの木で家づくり協力工務店等 ※³」が建設する住宅であること	住宅が所在する地域の 県農林事務所林業課
県外新築タイプ	県外	① 構造材と内装材の県産材使用量に応じて、aとbの合計額を助成 a 構造材：「木材使用要件Ⅰ※¹」の使用量（㎡）×2万円／㎡ b 内装材：「木材使用要件Ⅱ※²」の使用量（㎡）×2千円／㎡ ……………上限20万円（下限15万円）	・「木材使用要件Ⅰ※¹」を構造材に 80%以上使用する住宅であること ・「ぎふの木で家づくり協力工務店等 ※³」が建設する住宅であること	県庁林政部 県産材流通課
県内改修タイプ	岐阜県内	① 内装材の県産材使用量に応じてaの額を助成 a 内装材：「木材使用要件Ⅱ※²」の使用量（㎡）×2千円／㎡ ……………上限14万円（下限4万円） ② ①に加え、内装材に「木材使用要件Ⅰ※¹」を使用した場合、bの額を加算 b 内装材：「木材使用要件Ⅰ※¹」の使用量（㎡）×400円／㎡ ……………上限2万円	・「木材使用要件Ⅱ※²」を内装材に 20㎡以上使用する住宅であること ・「ぎふの木で家づくり協力工務店等 ※³」が施工する住宅であること	住宅が所在する地域の 県農林事務所林業課

※¹ 木材使用要件Ⅰ…「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材」かつJAS製品 ※² 木材使用要件Ⅱ…「ぎふ証明材」又は「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材」かつJAS製品

※³ ぎふの木で家づくり協力工務店等…県内に事業所を有し「ぎふの木で家づくり協力工務店」の認定を受ける、もしくは受けようとする工務店等

脱炭素社会
ぎふモデル住宅
普及事業費補助金と
併用が可能です

県内新築タイプは、住宅課が実施する「脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金」との併用が可能です。
上記事業が定める基準を満たす省エネ住宅の場合、最大で72万円の補助を受けることができます。
詳細は、以下の窓口までお問い合わせください。

窓 口：岐阜県 都市建設部 住宅課 住宅企画係 TEL：058-272-8693（直通）

併用により
最大で72万円
の補助が
受けられます！

住宅ローンの
支援制度も
活用できます

- ① 県産材使用要件を満たす新築住宅は、金利低減の対象となります。（岐阜県・愛知県・三重県に建築する住宅が対象）
取り扱うローンなど詳しくは、協力金融機関にお問い合わせください。
【対象ローン】フラット35、35S など 【適用金利】店頭基準金利から年▲0.2%（全期間 手数料定額型）
【協力金融機関】大垣共立銀行、十六銀行、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫（金融機関コード順）
 - ② 「ぎふの木で家づくり支援事業」は「フラット35 地域連携型」と連携しています。
ぎふの木で家づくり支援事業の補助住宅であれば、フラット35の金利を一定期間引き下げることができます。（当初5年間▲0.25%）
フラット35 取扱金融機関であれば利用が可能です。
- ①と②を合わせると当初5年間▲0.45%、残期間▲0.2%となります。

ぎふの木の家を
建てたい！

- ・ぎふの木で家づくり協力工務店
岐阜県産の木をつかった住宅の建築に積極的に取り組む工務店です。（県認定）
 - ・岐阜県木造住宅アドバイザー
岐阜県産の木をつかった住宅に関する相談・要望に応えることのできる建築士です。（県認定）
 - ・岐阜県木造住宅相談員
岐阜県産の木の良さ、知識を持つ工務店・設計事務所の営業担当者です。（県認定）
- ※認定情報など、詳しくは県のホームページでお知らせしています。



令和6年4月1日現在